

厚生労働科学研究費補助金
障害保健福祉総合研究事業

利用者主体の障害者地域サービスの
あり方についての研究

平成15年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 北村 弥生

平成16(2004)年3月

目 次

I	総括研究報告		
	利用者主体の障害者地域サービスのあり方についての研究	・ ・ ・	1
	北村 弥生		
II	分担研究報告		
1	社会福祉政策	- - - - -	2
	大山 博		
2	障害者政策	-- - - -	3
	寺島 彰		
3	情報提供	- - - - -	4
	河村 宏		
III	研究成果の刊行に関する一覧表	-----	5

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
総括研究報告書

利用者主体の障害者地域サービスのあり方についての研究

主任研究者 北村弥生 国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所

研究要旨

英国のブレア政権の推進する「第三の道」と呼ばれる新しい政策原理に基づく障害者福祉改革について、①社会福祉政策、②障害者政策、③情報提供の各分野から分析を行った。その結果、社会的使命と利益のバランスを図る社会企業のコンセプトは有効であり、ソーシャル・インクルージョンの手段としても大きな意義をもっていることなどが明らかになった。

分担研究者

大山 博 法政大学現代福祉学部教授
寺島 彰 浦和大学総合福祉学部教授
河村 宏 国立身体障害者リハビリテーションセンター
研究所障害福祉研究部長

A 研究目的

英国のブレア政権の推進する「第三の道」と呼ばれる新しい政策原理に基づき社会福祉改革を推進している。この第三の道には、福祉と経済の統合、権利と責任の強調、コミュニティという三つの原則があり、この政策に従ってさまざまな取組みかなされている。その一つとして英国では、近年「社会起業家」と呼ばれる、管理や組織よりもニースやアイデアを最優先して、自分達で資金を用意し、経営的な開発に取り組み、独特なまちづくりをおこない成功を収めている人々がいる。例えば、CAN (Community・Action・Network) は、英国で二番目のスラム街といわれたプロムリーハイ・ハウ地区に生まれ、同地区で診療所、集会場などかねる保健生活センターの建設や保育園の運営など公に依存することなく行っている。本研究は、「第三の道」による障害者福祉改革について分析し、今後のわが国の障害者福祉政策の方向付けの際の資料を提供することを目的としている。

B 研究方法

①社会福祉政策、②障害者政策、③情報提供の各分野から分析を行った。

(倫理面への配慮)

個別の障害者の情報についてはプライバシーを尊重し、本人の事前の同意がない限り個人情報を開示しないこととした。

C 研究結果

社会福祉政策に関しては、英国のCANと日本を比較し、どのような実例があり、それかどのような役割や意義をもっているかについて明らかにした。その結果、①障害者や高齢者の「個人の尊厳」「自己実現」について十分理解し、ソーシャル・インクルージョンを図っていくという社会的使命が明確であること。②社会的使命感が強く、それを実現するための情熱と夢をもち、

アイデアを出し実行力のあるリーダーがいること、③社会的使命と利益のバランスを図る経営手腕が必要であること、④障害者・高齢者の就労において、その生活リズムに合わせて、自らか意欲をもって仕事かてきように自主性を尊重していること、⑤地域との協力関係と地域社会への貢献を重視していることが明らかになった。

障害者政策については、CANは、また、発展途上であることから、調査対象を社会企業に広げ英国の障害者政策を検討した結果、障害者サービスに関しては、CANのような新しい社会企業家よりも、従来のソーシャルファームのような慈善的な団体か社会起業家を志向している傾向とそれを推進している英国政府の働きかけかあることかわかつたので、その内容を分析整理した。

情報提供に関しては、日本の社会企業家のインターメディアリーの役割との比較や障害者に対する位置つけの違いについての比較研究をするために、米国の社会的企業のケーススタディーを継続的に行つた。

D 考察

日本ても社会企業の成功例はあり、障害者・高齢者も適正な賃金を得ており、社会的使命と利益のバランスを図る社会企業のコンセプトは有効であり、ソーシャル・インクルージョンの手段としても大きな意義をもっているといえる。

障害者サービスに関しては、ほとんど経験のない社会企業家か突然参入することは、困難であり、従来からある慈善的な団体か社会起業家を目指す取組みか現実的であると考えられる。

E 結論

英国のブレア政権の推進する「第三の道」と呼ばれる新しい政策原理に基づく障害者福祉改革について、①社会福祉政策、②障害者政策、③情報提供の各分野から分析を行った。その結果、社会的使命と利益のバランスを図る社会企業のコンセプトは有効であり、ソーシャル・インクルージョンの手段としても大きな意義をもっていることなどが明らかになった。

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告書

利用者主体の障害者地域サービスのあり方についての研究

分担研究者 大山 博 法政大学現代福祉学部教授

研究要旨

障害者がその尊厳に相応しい自己決定と自己実現をしていくための地域サービスの重要な施策として注目されている英国のCANの実績と比較して、日本では、どのような実例があり、それかどのような役割や意義をもっているかについてヒアリング調査によって明らかにした。

A 研究目的

英国のCANの活動は、社会起業家を養成し、その社会起業家を中心となって、地域の生活課題を解決するための社会的意義のある活動を社会的使命とし、その実現に向けてあらゆる社会資源を創意工夫によって活用して社会起業を立ち上げるなどによってソーシャル・インクルージョンにも大きな役割を果たしている。そこで、日本でも、近年、コミュニティビジネスが増えていることに鑑み、とくに障害者や高齢者を中心としているものを対象として社会的使命かどのようなものであるか、障害者・高齢者の就労状況や自己実現はどのようなものか、経営状況や地域との関係はどうかなどについて明らかにし、コミュニティビジネスの社会的意義について分析することを目的とする

B 研究方法

①英国のCANの現地調査の際、「Social Enterprise」という耳慣れない言葉を聞いた。そこで通商産業省の「Social Enterprise a strategy for success」, July 2002の刊行物を紹介してもらった。そのコンセプトなどについて日本であまり紹介されていないこともあって、まず翻訳をすることにした。

②インターネットでコミュニティビジネスに関する情報を収集した。それを基に、英国の「社会企業」の概念に近いもので、障害者・高齢者を中心としているものを選んだ。尚、このコミュニティビジネスの資料は膨大であるため、また整理中である。

③この中から、知的障害者を中心にワイン作りをしているココ・ファームワイナリー(有限会社)、障害者のパン作りと炭づくりをしている(株)スワンとスワン製炭および高齢者のおやきづくりで有名な(株)小川の庄を調査対象として選び、ヒアリング調査を実施した。

C 研究結果

3つのヒアリングを通して次のようなことか

共通項として明らかになった。

①障害者や高齢者の「個人の尊厳」「自己実現」について十分理解し、ソーシャル・インクルージョンを図っていくという社会的使命が明確であること。

②社会的使命感が強く、それを実現するための情熱と夢をもち、アイデアを出し実行力のあるリーダー(社会起業家)がいること。

③社会的使命と利益のバランスを図る経営手腕が必要であること。

④障害者・高齢者の就労において、その生活リズムに合わせて、自らか意欲をもって仕事かてきように自主性を尊重していること。

⑤地域との協力関係と地域社会への貢献を重視していること。

D 考察

3つの事例とも、リーダーは、障害者や高齢者を保護するのではなく、「自立」を支援することであると強調していた。この点、CANでも、これまでの福祉のアプローチは依存性を生み出していたか自立支援が重要であると指摘しており、共通した考え方である。この点、3つの事例とも職員として、福祉の専門性のみならず就労を通して自立支援していくためには社会起業家のセンスが求められていることか明らかになった。

E 結論

3つの事例からすると、日本でも社会企業の成功例はあり、障害者・高齢者も適正な賃金を得ており、生き生きと目か輝いていた。したかかって、社会的使命と利益のバランスを図る社会企業のコンセプトは有効であり、ソーシャル・インクルージョンの手段としても大きな意義をもっているといえる。

F 研究発表

別添の研究成果を近く、きょうせい出版社より刊行する予定である。

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告書

利用者主体の障害者地域サービスのあり方についての研究

分担研究者 寺島 彰 浦和大学総合福祉学部教授

研究要旨

障害者とその尊厳に相応しい自己決定と自己実現をしていくための地域サービスの重要な施策として注目されている英国のCANの実績と比較して、日本では、どのような実例があり、それがどのような役割や意義をもっているかについてヒアリング調査によって明らかにした。

A 研究目的

初年度は、英国のブレア政権は、「第三の道」と呼ばれる新しい政策原理に基づき活躍が期待されている「社会起業家」の集団であるCAN (Community・Action・Network) の障害者サービスの実態について①障害者サービスの種類、それぞれのサービスの理念、目的、内容、②英国の障害者制度の中での位置付け等について現地調査および文献調査を実施した。その結果、障害者サービスに関しては、また、発展途上にあり対応事例は多くないことがわかった。そこで、2年目には、調査対象を社会企業に広げ英国の障害者政策を検討した。

B 研究方法

文献調査、研究者との情報交換、現地調査を実施した。

C 研究結果

第三の道の、福祉と経済の統合、権利と責任の強調、コミュニティーという三つの原則に関して障害者政策を整理すると次のようになる。

(1) 社会と福祉の統合

①障害者のニューティール 2001年7月に始まった試行事業で、政府が民間の職業斡旋事業者と契約して結果主義に基づく職業斡旋を行うものである。
②パスウェイ ノブセンター・プラスと呼ばれる公共職業安定所に所属するパーソナル・アトハイサーか、就労不能手当申請者を対象に最初の段階からカウンセリングを実施して復職を支援するものである。
③企業の社会的責任の追求 企業が地方や貧困地域に投資することなどを求めて通商産業局に特別任務を負った大臣を任命し、障害者雇用のためのヒネス事例を紹介したりしている。

(2) 権利と責任の強調

①1998年福祉改革 働けるものと働けないものを区別し、働ける場合は雇用を推進し、働けない場合は、障害者か、尊重され充実した生活をおくることができるよう支援することを目的とすることが示された。
②ショブセンター・プラス 労働年齢に

ある人々に対する雇用と手当の両方を取り扱う新しい機関として設立された。手当から脱却できない人々を雇用することを目的としている。
③障害者差別禁止法の雇用主責任の強化 2004年から従業員数による免責規定が削除され、製品やサービスを提供するすべての事業主が対象となる。

(3) コミュニティーの重要性

①ソーシャル ファーム 保護雇用と支援付雇用の中間に位置する雇用形態で、市場価格によって決定され支払われる賃雇用を通じたインテグレーション、雇用支援、雇用機会等による市場指向と福祉目的の結合という目的をもっている。
②ワークステップ 支援付雇用から一般雇用に進んでも本人および雇用主が手当を受給できる制度、
③個人的支援援助対策 地方政府に協力している43のボランティア組織に対して現金払いの対象者を拡大するための助成金。

D 考察

障害者サービスに関しては、CANのような新しい社会企業家が突然参入することは、困難であり、従来のソーシャルファームのような慈善的な団体か社会起業家を目指す取組みか現実的であると考えられる。英国政府もそれを理解しており、通商産業省に社会企業課を設立して政策を進めている。

E 結論

調査対象を社会企業に広げ英国の障害者政策を検討した結果、障害者サービスに関しては、CANのような新しい社会企業家よりも、従来のソーシャルファームのような慈善的な団体か社会起業家を志向している傾向とそれを推進している英国政府の働きかけがあることがわかった。

F 研究発表

別添の研究成果を近く、きょうせい出版社より刊行する予定である。

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告書

利用者主体の障害者地域サービスのあり方についての研究

分担研究者 河村 宏 国立身体障害者リハビリテーションセンター

研究要旨

障害者の社会統合の方策について、発達した支援を展開する Dyslexia への情報支援サービスの分野における英国の特徴に着目し、当該分野における当事者の参加・参画のしくみについて調査分析した。

A 研究目的

英国の地域における障害者への情報サービスの種類・理念・目的 内容について調査分析し優れた実践の特徴を明らかにするとともに、日本におけるその応用について考察した。

B 研究方法

英国留学中の Dyslexia の認定を受けた学生、英国の Dyslexia 認定方法の研究者等への聞き取り調査を行うと共に、Warwick 大学で開催された British Dyslexia Association 主催の国際会議に出席して情報収集と意見交換を行い、研究討議を行った。

（倫理面への配慮）

個別の障害者の情報についてはプライバシーを尊重し、本人の事前の同意がない限り個人情報を開示しない。

C 研究結果

初年度の研究で、英国における障害者への情報サービスを、日本では全く社会的に認知されていないティスレクシアについて分析し、支援プログラムの不可分の一部としての情報サービスの存在を確認した。

British Dyslexia Association(BDA)の大会に出席して更に明確になったことは、「研究成果を實踐に」という大会テーマに込められた科学的研究成果の社会的支援への適用である。Dyslexia の結果とされる多様な障害に対する検査方法を中心とする研究成果情報が蓄積され判定が的確に行われるにつれて、その判定された障害に対する有効な支援サービスの欠如か本人と家族の欲求不満になりつつあるという英国の現状を把握した。

D 考察

英国で実際に Dyslexia として判定される人々は日本の学習障害あるいは米国の LD のように極めて幅広い障害特性を有する人々である。英国においては、薄い色のついたプラスチック板からコンピューターに至るまでの支援機材の支給と、試験の時間延長やペーパーテストの口頭試問への切り換えなど、診断に支援サービスの提供が伴っている。この判定と支援サービスの提供に関係当事者かどのように参加しているのかか問題である。BDA は、家族と研究者とが対等に議論する場であり、

自らか Dyslexia であると認識する人々と家族も積極的に活動している。大会と同時に開催された展示会には多くの判定用および支援用ツールが展示されていたか、家族も積極的に普及に関わっているケースが見られた。

特に注目されるのは、Dyslexia か他の障害分野に比べて認定される障害者の数が多く、社会的に影響のある家族が社会的起業も含めて支援に関わっているケースかいくつか見られたことである。とりわけ、携帯電話のキー配列を改良して、筆順のように指の運びと単語を結びつけて電子メールやメモを書くことを支援しようという意図でリサーチを重ねている Dyslexia の青年の父親の取り組みである。アルファベットで単語を綴る際にキータッチの順を指の運びのパターンとして身体で憶えるという発想と、日本では常識化している漢字を憶える際の筆順の役割、あるいは日本の Dyslexia の人々か英語を綴る際の工夫と、英国の Dyslexia の人々との比較と交流など、専門家の支援を得ながら当事者か主体的に交流を進めるべき格好のケースになりそうである。

Dyslexia の本人か情報を得て発信をするための支援サービスとして、スウェーデンの本人団体では教科書等を DAISY で提供するように要求している。日本では DAISY による教科書・教材を要求する Dyslexia 本人と家族の活動か始まった所である。視覚障害者への DAISY 提供が日本よりも3年遅れて始まり、Dyslexia への支援では遙かに先を行く英国で、DAISY かどのように活用されるかは興味深い。特に、スウェーデンや北欧と異なり、日本と英国では共通して視覚障害者以外の読み書き障害への著作権法の特別な規定が無い。その英国でもいよいよ視覚障害以外の障害分野での著作権法の改正か障害者団体の側から取り上げられるようになってきている。

E 結論

Dyslexia への支援をテーマに日英の比較研究を進めることによって、日英双方にとって有益な知見を得るばかりでなく、これから Dyslexia への支援サービスの構築に取り組む国々にとっても有益なより普遍的な知見を得られる。

研究成果の刊行に関する一覧表

	書籍名	出版社	出版地	出版年
1	寺島彰「英国の社会的企業」、ノーマライゼーション、3 55 59	日本障害者リハビリテーション協会	東京	2004
2	大山博「日本での社会起業とソーシャル・インクルージョン」、炭谷茂、大山博、細内信孝編著『ソーシャル・インクルージョンと社会的起業の役割』	ぎょうせい	東京	2004 (予定)

20030274

以降は雑誌/図書等に掲載された論文となりますので、
「研究成果の刊行に関する一覧表」をご参照ください。